

みんなでささえる 国民健康保険

問い合わせ
市民課国保係 ☎内線3131
白沢町総務課市民係 ☎内線31
利根町総務課市民係 ☎内線24

納期までに納めましょう

国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険(国保)で負担すべき医療費から、国や県の補助金などの歳入を見込んだ残りの額を医療分、後期高齢者支援金分と介護分の所得割額、資産割額、均等割額と平等割額に分けて税率を定めています。

このうち、医療分と後期高齢者支援金分の所得割額は世帯の国保加入者の前年分の総所得金額を、介護分は40歳から64歳までの人(第2号被保険者の前年分の総所得金額を)に算定しています。



7月の通知額は、確定した年税額から仮算定(4月～6月)です。すでに課税した税額を差し引いたもので、その差額を7月以降の納期に分けて納めていただくこととなります。

納税通知書は、4期から12期までの9期分をまとめて通知しますので、各納期限までに納めてください。

国保税を納める人は

納税義務者は世帯主です。国保に加入していない世帯主でも、その世帯内に国保の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。

納めないでいると

納期限を過ぎると督促状が送られ、それでも納めないでいると通常の保険証の代わりに短期被保険者証が交付されます。納期限から1年を過ぎると保険証を返してもらい、代わりに

資格証明書が交付されます。納期限から1年6カ月を過ぎると、国保の給付が全部、または一部差し止めになります。

その後も納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます(災害や事業の廃止など特別な事情がある場合は除く)。分割納付などもできますので、滞納のままにせず納付方法についてご相談ください。

国保税の軽減

非自発的失業者(雇用保険の特定受給資格者と特定理由離職者)は、申告により国保税が軽減されますので、忘れずに申告してください。

支払い方法の変更

現在、特別徴収年金天引きの世帯は、申請により特別徴収から口座振替に支払い方法を変更することができます。

現在、利用している人も更新が必要です 限度額認定証の申請・更新

国民健康保険、または後期高齢者医療保険の加入者は限度額認定証の申請を行い、あらかじめ限度額認定証を病院の窓口で提示すると医療費が限度額までの支払いで済みます。1カ月に支払った医療費が限度額を超えた場合、病院でいったん医療費を全額支払うことになり支払いが困難になる場合がありますので、高額な医療費が見込まれる人は事前に申請をお願いします。また、世帯の所得により入院時の食事代が減額になる場合があります。

対象

- ①70歳未満の国民健康保険加入者
- ②70歳以上の国民健康保険加入者、または後期高齢者医療保険加入者で今年度の市民税が非課税の世帯に属する人

申請に必要な物 申請する人の保険証、印鑑(国民健康保険は世帯主、後期高齢者医療保険は本人の物)

申請窓口 市民課国保係、白沢町・利根町総務課市民係

※市民税が課税の世帯に属する人は国民健康保険の高齢受給者証、または後期高齢者医療保険の保険証を提示するだけで医療費が限度額までの支払いで済みますので、限度額認定証の申請は必要ありません

※国民健康保険加入者で国保税に未納がある世帯には原則として限度額認定証の交付はできません

1カ月の医療費の支払い限度額と食事療養費

区分	1カ月の支払い限度額		食事療養費(1食当たり)
	外来	入院	
上位所得者	15万円+1%*1 (8万3,400円*2)		260円
一般	8万100円+1%*1 (4万4,400円*2)		
非課税		3万5,400円 (2万4,600円*2)	210円*3

●国民健康保険に加入している70歳未満の人

区分	1カ月の支払い限度額		食事療養費(1食当たり)
	外来	入院	
低所得Ⅱ	8,000円	2万4,600円	210円*3
低所得Ⅰ	8,000円	1万5,000円	100円

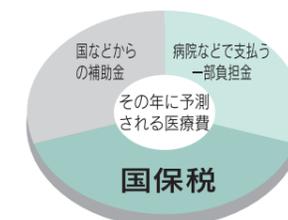
- ※1 医療費から一定の額(上位所得者は50万円、一般は26万7,000円)を差し引いた額の1%
- ※2 過去12カ月に4回以上の高額療養費の支給がある場合の限度額
- ※3 過去12カ月に入院日数が90日を超える人は、別途申請により160円に減額されます

継続利用する人は更新手続きをしてください

現在交付中の限度額認定証の有効期限は7月31日(水)です。限度額認定証を継続利用する人は、再度申請が必要です。必要な物を持参し窓口にお越しください。
※対象の②に該当する人には、7月中旬に更新の通知を送付します。対象の①に該当する人には、長期入院をしている人以外に更新の通知を送付しませんので、ご注意ください

問い合わせ 市民課国保係 ☎内線3134、白沢町総務課市民係 ☎内線32、利根町総務課市民係 ☎内線41

国保税はこうして決まります



その年に予測される医療費から、国などからの補助金と病院などで支払う一部負担金を差し引いた金額が、国保税の総額となります。それを下記の項目を元に割り振り、それらを組み合わせて一世帯の国保税額が決まります。

区	分	税率		
		医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額	世帯内の加入者の所得に応じて計算	5.9%	1.8%	1.4%
資産割額	世帯内の加入者の資産(土地・家屋)に応じて計算	21.0%	6.8%	6.7%
均等割額	世帯内の加入者の人数に応じて計算	23,200円	7,200円	9,300円
平等割額	1世帯につきいくらと計算	21,800円	7,000円	5,600円
課税限度額	保険税額が課税限度額を超えた場合は、限度額に抑えられます	51万円	14万円	12万円

※税額の計算式 税額=所得割額+資産割額+均等割額+平等割額
※介護分については40歳から64歳までの人(介護保険第2号被保険者)が納めます

医療費を大切に

国保の医療分は、皆さんが納める国保税や医療機関の窓口で支払う一部負担金、国の補助金などで賄われています。

医療機関などへの国保からの医療費の支払額がそのまま税額に反映しますので、医療費を大切に使いましょう。特定健診を忘れずに受診するなど、健康管

ジェネリック医薬品の利用にご協力を

ジェネリック医薬品は、低価格なのに安全性や効き目は新薬と同じと認められている後発医薬品のことです。自己負担も軽くなりますので医師や薬剤師と相談の上、利用にご協力をお願いします。

8月1日(木)から 後期高齢者医療被保険者証 が新しくなります

新しい保険証の郵送

新しい保険証は緑色の封筒に入れて、今月中に郵送します。郵送を希望しない人は、市民課窓口で交付しますので、7月17日(水)までに連絡してください。保険証の有効期限は、8月1日から来年7月31日までです。保険証には、被保険者番号や氏名、医療機関の窓口で支払う自己負担割合(1割、または3割)が記載されています。

臓器提供意思表示と保護シール

平成23年度から被保険者証裏面に臓器提供の意思の有無を記載できるようになりました。記入された情報を保護するためのシールを窓口で配布しています。なお、臓器提供意思表示欄への記入は任意です。

問い合わせ

市民課国保係 ☎内線3132、白沢町総務課市民係 ☎内線31、利根町総務課市民係 ☎内線40へ

納めないでいると

前年度までの賦課総額の2分の1以上を滞納していると、通常の保険証よりも有効期限の短い短期被保険者証が交付されます。短期被保険者証の有効期限は、8月1日から来年1月31日

